

「令和5年度 Visit Japan Web（フェイズ2）の運用・保守 調達仕様書（案）」に対する意見への回答

連番	提出された意見・質問				デジタル庁回答				
	資料名	頁	章	項番	仕様書（案）の記載内容	意見内容/記載変更案	意見理由	回答	修正資料
1	調達仕様書（案）	4	4	4. 作業の実施内容に関する事項 (1) 運用・保守に係る作業の内容 ② 本システムの運営 ニ ブラッシュアップ対応	・受注者は、本システムの有効化や抑止等必要な措置を行うこと。 ・受注者は、明らかとなった改善事項について取りまとめ、対応優先事項をデジタル庁と協議し、改善・修正を行うこと。 （中略） ・受注者は、運用状況に応じ、システムの改善・修正事項となる候補を定期的に報告し、デジタル庁と対応を協議すること。	本調達は、運用・保守までが範囲で、開発は含んでいない認識です。 機能改修を含む開発作業が必要な場合は、費用手当方法を含め別途協議との理解で良いでしょうか。	対応に必要なスキルを有する要員を確保した体制を検討するため、およびシステム運用工数の見積りのため。	現在の設計・開発関連設計書類において記載のない機能の新規追加等については御認識のとおりです。 ただし、利用者からの問合せや利便性の向上が必要な箇所については保守作業の範囲として機能の改善を実施いただく想定です。調達時に改善対応を想定している一覧として、バックログを開示します。	無
2	調達仕様書（案）	4	4	4. 作業の実施内容に関する事項 (1) 運用・保守に係る作業の内容 ② 本システムの運営 ニ ブラッシュアップ対応	・受注者は、本システムの有効化や抑止等必要な措置を行うこと。 ・受注者は、明らかとなった改善事項について取りまとめ、対応優先事項をデジタル庁と協議し、改善・修正を行うこと。 （中略） ・受注者は、運用状況に応じ、システムの改善・修正事項となる候補を定期的に報告し、デジタル庁と対応を協議すること。	Web画面の改定が必要な場合、5言語（日本語、英語、中国語（簡体字、繁体字）、韓国語）の翻訳が必要と理解しております。翻訳言語は、意味が変わることを防ぐため、お客様側でご用意頂く前提で良いでしょうか。	翻訳作業（案文作成を含む）が費用面で折り合わない可能性があるため。	翻訳言語の作成は役務範囲内です。 調達仕様書に追記します。	調達仕様書
3	調達仕様書（案）	4	4	4. 作業の実施内容に関する事項 (1) 運用・保守に係る作業の内容 ② 本システムの運営 ヘ G S O C 監視対応	ヘ G S O C 監視対応 ・受注者は、本システムをG S O C の監視対象に含めるため、W A F アラートログの転送機能を追加すること。なお、転送機能に必要なサービスは本システムで利用されており、設定の追加を想定している。具体的なデータ転送先設定や実施時期はデジタル庁と協議の上決定すること。 ・G S O C の監視に基づく通報を受けること。情報セキュリティインシデントとしての障害対応手順として、具体的な実施内容・手順は運用・保守計画書及び運用・保守実施要領に定めること。	WAFアラートログの転送機能の追加の他、付随作業としてはGSOCの監視に基づく通報等の受付を本調達に含むと理解します。 （別紙1 要件定義書 P18 4. 非機能要件の定義 (16) 運用に関する事項 ⑨問合せ受付窓口対応 「ロ GSOCの監視に基づく通報等を受け付けること。」と記載されているため） 上記以外には付随作業はない理解で良いでしょうか。	本システムの運用工数の見積りのため。	御認識のとおりです。	無
4	調達仕様書（案）	4	4	4. 作業の実施内容に関する事項 (1) 運用・保守に係る作業の内容 ② 本システムの運営 ヘ G S O C 監視対応	・ G S O C の監視に基づく通報を受けること。情報セキュリティインシデントとしての障害対応手順として、具体的な実施内容・手順は運用・保守計画書及び運用・保守実施要領に定めること。	WAFログのGSOCへの転送を追加実装し、本システム側では従前同様に独自の監視運用を行う（GSOCからのアラート情報あつた場合は本システムのアラート運用のフローに取り込む）と理解しました。 この場合、ログがGSOC側と本システム側とで二重管理となれば運用負担が増える懸念がありますが、あくまで本システム側の運用までが本調達の範囲との認識でよろしいでしょうか。	本システムの運用工数の見積りのため。	御認識のとおりです。	無
5	調達仕様書（案）	5	4	4 作業の実施内容に関する事項 (5) 成果物について 表4-1 成果物一覧	No.7 成果物名 標準コーディング規約等プログラミング等のルールを定めた標準に関する資料 納入期限(想定) 契約満了前(変更時は随時)	本調達は、運用・保守までが範囲で、開発は含んでいない認識です。 本調達の範囲から除いてはいかがでしょうか。	現状に即した記載とするため。	御認識のとおり、本調達に開発は含まれておりません。しかし、本調達において当該資料を更新することも考えられるため、除外せず、留意事項に補足事項を追記します。	調達仕様書
6	調達仕様書（案）	5	4	4 作業の実施内容に関する事項 (5) 成果物について 表4-1 成果物一覧	No.8 成果物名 Cookie利用、システム利用規約、プライバシーポリシー等Webシステム運営に必要な通知文書一式 納入期限(想定) 契約満了前(変更時は随時)	Cookieは現状使用しておらず、通知文書は作成しておりません。 仮に、R5年度の落札業者がブラッシュアップ対応でCookieを利用する仕組みとする場合は、R5年度の落札業者が通知文書案を用意する、として、本調達の範囲から除いてはいかがでしょうか。	現状に即した記載とするため。	当該欄は、通知文書の作成の要件ではなく、本システムに設定した通知文書を一式納品していただくために記載しているものです。 そのため、御意見踏まえ、Cookie利用に関する記載は削除しますが、その他調達仕様書の修正は行いません。	調達仕様書
7	調達仕様書（案）	5	4	4 作業の実施内容に関する事項 (5) 成果物について 表4-1 成果物一覧	No.8 成果物名 Cookie利用、システム利用規約、プライバシーポリシー等Webシステム運営に必要な通知文書一式 納入期限(想定) 契約満了前(変更時は随時)	システム利用規約、プライバシーポリシーは現状貴庁にご用意頂いております。R5年度もそれを踏襲し、本調達の範囲から除いてはいかがでしょうか。	現状に即した記載とするため。また、落札業者側で用意する場合はリーガルチェックの経費が必要になり費用面で折り合わない可能性があるため。	当該欄は、システム利用規約やプライバシーポリシーの作成の要件ではなく、本システムに設定した通知文書を一式納品していただくために記載しているものです。 そのため、調達仕様書の修正は行いません。	無
8	調達仕様書（案）	5	4	4 作業の実施内容に関する事項 (5) 成果物について 表4-1 成果物一覧	No.9 成果物名 設計書（基本設計書、詳細設計書、実体関連図（ERD）、データ定義書、情報システム関連図、ネットワーク構成図、ソフトウェア構成図、ハードウェア構成図、プログラム一覧等） 納入期限(想定) 契約満了前(変更時は随時)	本調達は、運用・保守までが範囲で、開発は含んでいない認識です。 本調達の範囲から除いてはいかがでしょうか。	現状に即した記載とするため。	本調達において当該資料を更新することも考えられるため、除外せず、留意事項に補足事項を追記します。	調達仕様書

「令和5年度 Visit Japan Web（フェイズ2）の運用・保守 調達仕様書（案）」に対する意見への回答

連番	提出された意見・質問				デジタル庁回答				
	資料名	頁	章	項番	仕様書（案）の記載内容	意見内容/記載変更案	意見理由	回答	修正資料
9	調達仕様書（案）	5	4	4 作業の実施内容に関する事項 (5) 成果物について 表4-1 成果物一覧	No. 10 成果物名 標準コーディング規約等プログラミング等のルールを定めた標準に関する資料 納入期限(想定) 契約満了前（変更時は随時）	本調達は、運用・保守までが範囲で、開発は含んでいない理解です。 本調達の範囲から除いてはいかがでしょうか。	現状に即した記載とするため。	御認識のとおり、本調達に開発は含まれておりません。しかし、本調達において当該資料を更新することも考えられるため、除外せず、留意事項に補足事項を追記します。	調達仕様書
10	調達仕様書（案）	5	4	4 作業の実施内容に関する事項 (5) 成果物について 表4-1 成果物一覧	No. 13 成果物名 操作手順書（利用者向け及び行政職員向け） 納入期限(想定) 契約満了前	行政職員向けの操作手順書は現状ございませんので、本調達の範囲から除いてはいかがでしょうか。	現状に即した記載とするため。	御意見踏まえ、調達仕様書を修正します。	調達仕様書
11	調達仕様書（案）	7	5	5. 作業の実施体制・方法に関する事項 (1) 作業実施体制と役割	本業務における組織等の体制と役割は表5-1を想定しているが、詳細はデジタル庁と協議の上で決定する。	表記の役割分担のとおり、運用・保守までが範囲で、開発は含んでいない認識です。 機能改修を含む開発作業が必要な場合は、費用手当方法を含め別途協議との理解で良いでしょうか。	対応に必要なスキルを有する技術者を確保した体制を常時維持して履行する場合は費用面で折り合わない可能性が高いため。	御認識のとおりです。	無
12	調達仕様書（案）	7	5	5 作業の実施体制・方法に関する事項 (1) 作業実施体制と役割	本業務における組織等の体制と役割は表5-1を想定しているが、詳細はデジタル庁と協議の上で決定する。	プロジェクト全体管理責任者、システム保守班のリーダー、システム運用班のリーダーは専任とありますが、専任または兼任も認めて頂くように要件緩和をご検討頂けないでしょうか。	要件を満たす技術者を専任のみとして体制を構築し履行する場合は費用面で折り合わない可能性が高いため。 例えば貴庁ご調達の以下の案件のように兼任も可とすることをご検討頂けるようお願いいたします。 ・ベース・レジストリの構築に向けたパイロットシステムの構築・検証事業 ・e-Govのクラウド移行に関する実現可能性調査 など	専任でなければならない要件としておりません。そのため、調達仕様書の修正は行いません。	無
13	別紙1 要件定義書	3	4	4. 非機能要件の定義 (1) ユーザビリティ及びアクセシビリティに関する事項 ① 情報システムの利用者の種類、特性	システムの画面上では、デジタル庁の指示がない限り、入出力処理は日本語、英語とし、表示は日本語、英語、中国語（簡体字、繁体字）、韓国語に対応すること。	今後、対応言語が表記以外のものも増える場合は、費用手当方法を含め別途協議との理解で良いでしょうか。	対応に必要なスキルを有する要員を確保した体制を検討するため、およびシステム運用工数の見積のため。	御認識のとおりです。	無
14	別紙1 要件定義書	3-4	4	4. 非機能要件の定義	本システムの非機能要件について、以下のとおりとする。	本調達は、運用・保守までが範囲で、開発は含んでいない認識です。 以下のように修正頂くのはいかがでしょうか。 本システムの非機能要件については、「別紙3 非機能要件一覧」を満たすほか、以下に掲げる事項のうち運用・保守にかかる要件を満たすこと。詳細はシステム構築時の設計書、要件定義書等の閲覧資料を参考とすること。	現状に即した記載とするため。	本調達において、運用・保守までが範囲であることは御認識のとおりですが、当該資料の運用・保守以外の要件（ユーザビリティや情報セキュリティ等）は、本調達において満たさなければならない要件として記載しているものです。そのため、別紙1 要件定義書の修正は行いません。	無
15	別紙1 要件定義書	13	5	4. 非機能要件の定義 (10) 情報セキュリティに関する事項 ③ 情報セキュリティ対策要件 ロ 脆弱性対策の実施 (イ)	本調達が影響する範囲において、原則、専門知識を有した第三者による脆弱性検査を実施し、その結果をデジタル庁に書面にて報告すること。	脆弱性検査を実施する回数、必要な実施時期の明記をお願いいたします。	本システムの運用工数・費用の見積のため。	御意見踏まえ、別紙1 要件定義書を修正します。	別紙1 要件定義書
16	別紙1 要件定義書	16	4	4. 非機能要件の定義 (16) 運用に関する事項 ① 運用管理・監視等 ハ	24時間運用空港からの利用者が存在することも踏まえ、本システムの運用時間は24時間とすること。また、連絡体制について昼間と同等の体制を夜間にも維持することは求めないが、昼間夜間問わず、障害の重要性に応じた機動的な対応が可能な体制とすること。	連絡体制について昼間と同等の体制を夜間にも維持することは求めない、については、重大な障害等で緊急対応が必要な場合を除いて平日日中時間帯の連絡受付体制でも支障はないとの理解で良いでしょうか。	技術者を時間外も常時維持して履行する場合は費用面で折り合わない可能性が高いため。	要件のとおり、昼間夜間問わず、緊急的な連絡を受けることができ、その連絡に応じて機動的な対応が可能な体制となっているのであれば、御意見の内容に支障はありません。	無